

# 早期新生児期における早期母子接触及び栄養管理の状況 【簡略版】

平成 27 年 12 月

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 母子保健課

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課において、「授乳・離乳の支援ガイド」（平成 19 年 3 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課）の改訂を視野に、特に、分娩取扱施設における安全性に配慮した支援が必要となる出産直後を含む早期新生児期において、母乳育児の支援として実施されている早期母子接触や早期新生児の栄養管理の状況を把握するため、日本産婦人科医会及び日本助産師会の協力を得て、全国の分娩取扱施設において把握されている情報を収集し集計を実施。

（\*）早期新生児期とは、生後 7 日未満のことをいう。

- 情報収集は、平成 26 年（又は 26 年度）の 1 年間における分娩であって、正期産新生児に係る早期新生児期における早期母子接触の実施状況や栄養管理の状況について行った。

（\*）正期産新生児とは、在胎 37 週以上 42 週未満の新生児をいう。

- 対象施設は、日本産婦人科医会及び日本助産師会の会員施設である全国の産科医療機関及び有床分娩取扱助産所 2,839 施設。このうち協力が得られた 1,680 施設（59.2%）を集計の対象とした。

## 【参考】

「授乳・離乳の支援ガイド」において、母乳育児の支援を進めるポイントとして、以下の記載がある。

<出産後から退院まで> 特に出産直後については、医療従事者が関わるなかで安全性に配慮した支援を行う。

- ・ 出産後はできるだけ早く、母子がふれあって母乳を飲めるように、支援しましょう。
- ・ 出産後は母親と赤ちゃんが終日、一緒にいられるように、支援しましょう。

## 集計結果のポイント

### 【早期母子接触】

- 出生直後から早期に母子を接触させていると回答した施設は 88.2%【表 1】
- 「「早期母子接触」実施の留意点」（平成 24 年 日本周産期・新生児医学会等）に示されているとおりの早期母子接触を実施している施設は 36.0%【図 1】
- 早期の母子接触中、医療従事者が付き添い、児を観察している施設は 80.8%【図 2】
- 早期の母子接触中の室温は、26℃(32.8%)、25℃(18.4%)、27℃(17.7%)、28℃(14.2%)の順に多かった【表 2】
- 早期の母子接触中、児の低体温予防のために室温調整以外に行っていることがあると回答した施設は 70.4%【表 3】

表 1 早期の母子接触を実施している施設の割合 (n=1,680)

実施している	実施していない	不詳	合計
88.2%	9.5%	2.3%	100%

図 1 早期の母子接触の具体的な方法 (n=1,482)

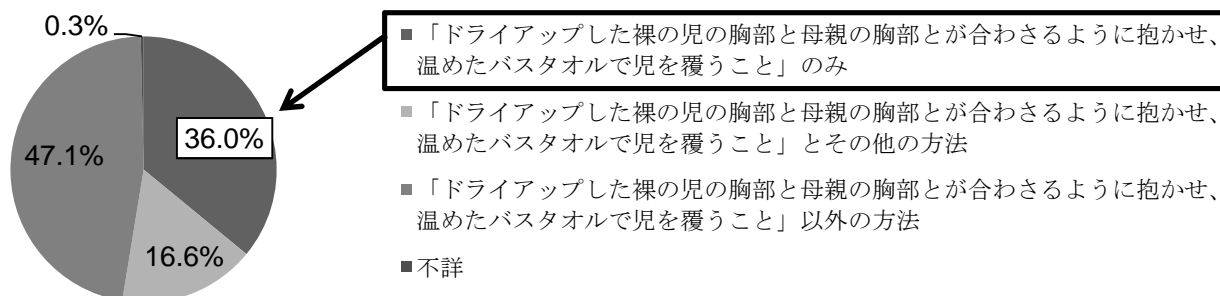


図 2 早期の母子接触実施中における管理体制（複数回答）(n=1,482)

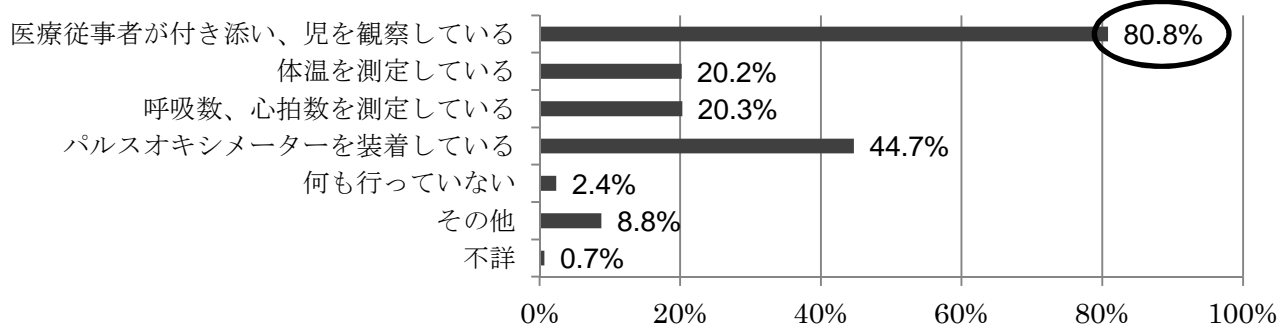


表 2 早期の母子接触実施中における室温設定状況 (n=1,482)

24℃以下	25℃	26℃	27℃	28℃	29℃以上	不詳	合計
1.6%	18.4%	32.8%	17.7%	14.2%	0.9%	14.4%	100%

表 3 早期の母子接触実施中における児の低体温予防のための対応（室温調整以外）の有無 (n=1,482)

ある	ない	不詳	合計
70.4%	27.7%	1.9%	100%

**【早期新生児の栄養管理①】**

○ 母乳単独栄養(\*1)を推進している施設は 6.9%、母乳栄養(\*2)を推進している施設は 12.4%、いずれも推進している施設は 10.4%、いずれも推進していない施設は 65.2%

**【図 3】**

○ 母乳単独栄養や母乳栄養を推進している施設において、児にとって母乳が十分でないと判断した際の対応としては、

- ・ 生後 2 日までは、ブドウ糖液を与える施設が 44.5%、人工乳を与える施設が 42.5%
- ・ 生後 3 日以降は、ブドウ糖液を与える施設が 34.3%、人工乳を与える施設が 75.8%

**【図 4】**

(\*1) 母乳単独栄養：白湯、ブドウ糖液、人工乳等を一切与えず、母乳のみを与えること

(\*2) 母乳栄養：白湯、ブドウ糖液等は与えるが、人工乳は与えず、母乳を与えること

図 3 母乳単独栄養や母乳栄養を推進している施設の割合 (n=1, 680)

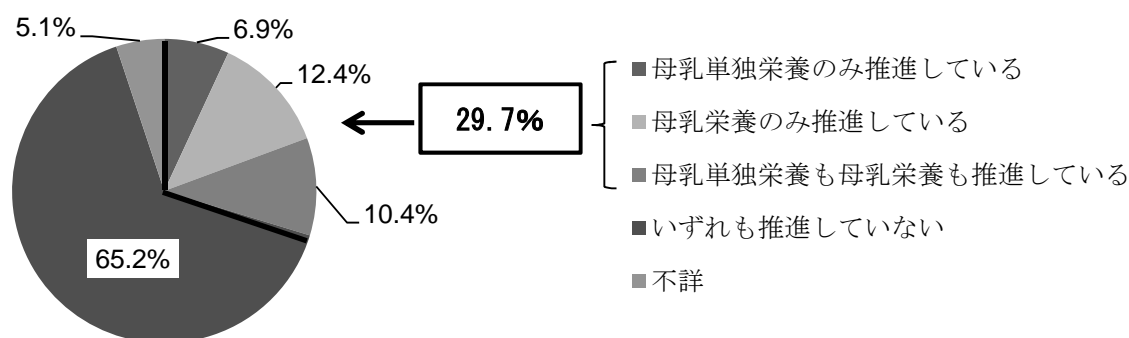
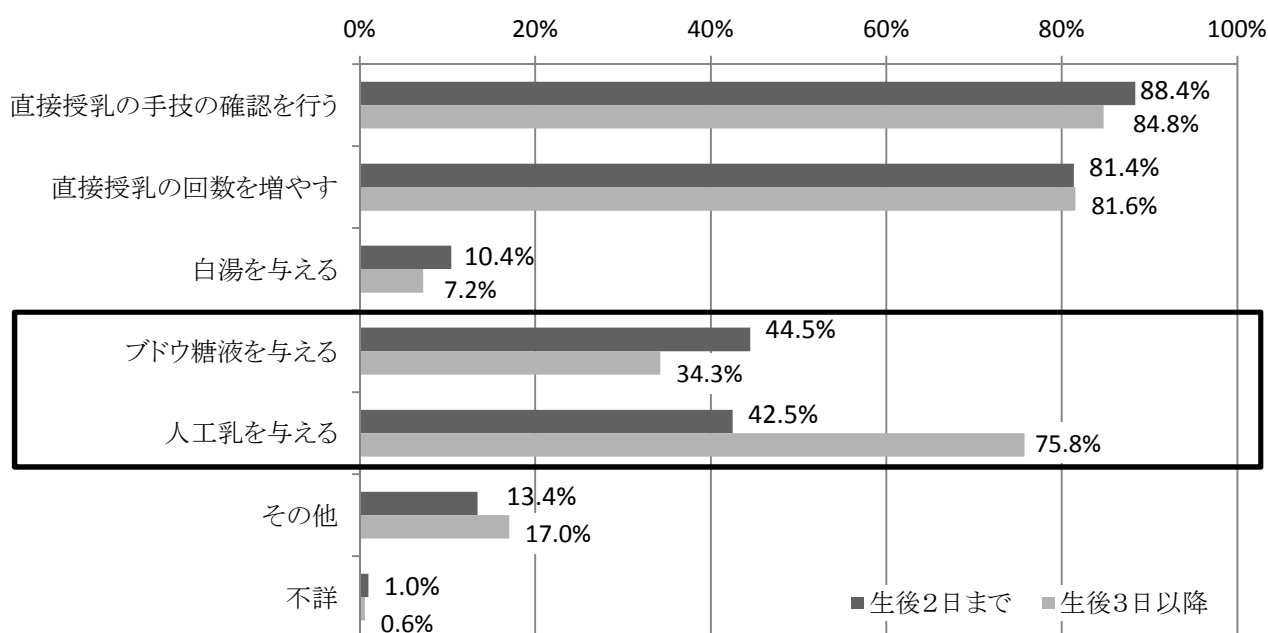


図 4 母乳単独栄養や母乳栄養を推進している施設における児にとって母乳が十分でないと判断した際の対応 (複数回答) (n=499)



**【早期新生児の栄養管理②】**

- 児にとって母乳が十分でないと判断する根拠として児の体重を指標として用いている施設が95.5%【図5】
- 児の体重減少の許容範囲を10.0%台まで(11.0%未満)とする施設は80.8%【図6】

図5 児にとって母乳が十分でないと判断する根拠として用いる指標（複数回答）（n=1,680）

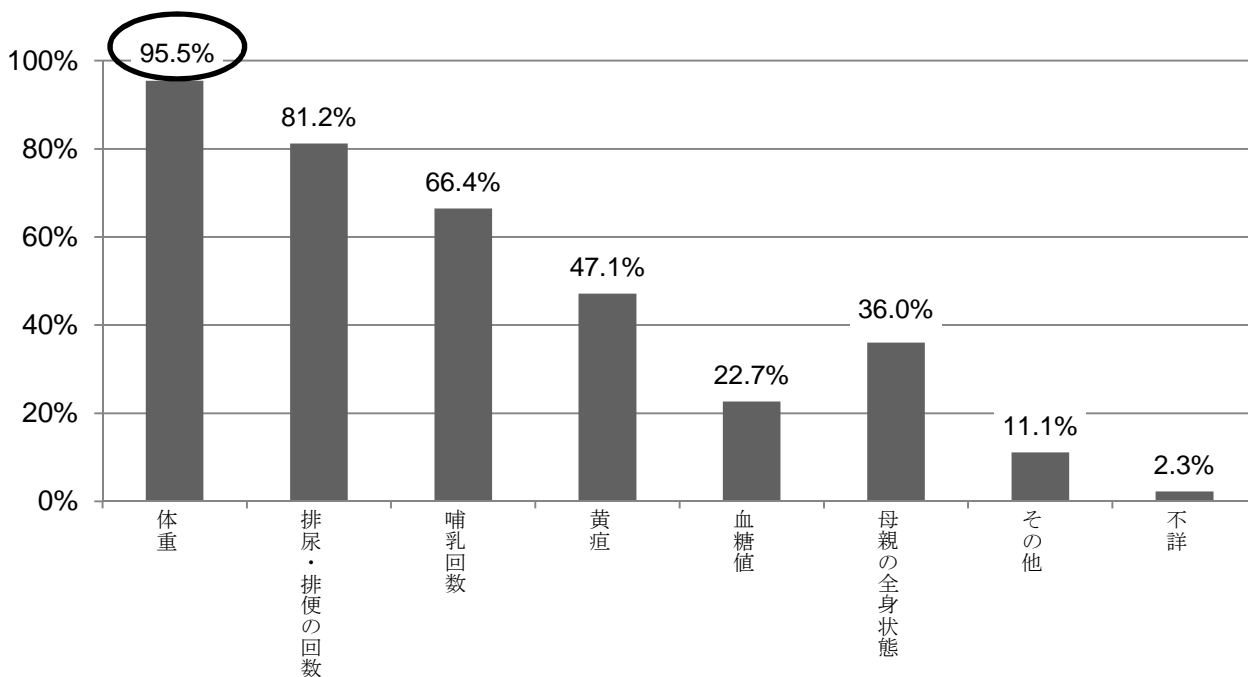
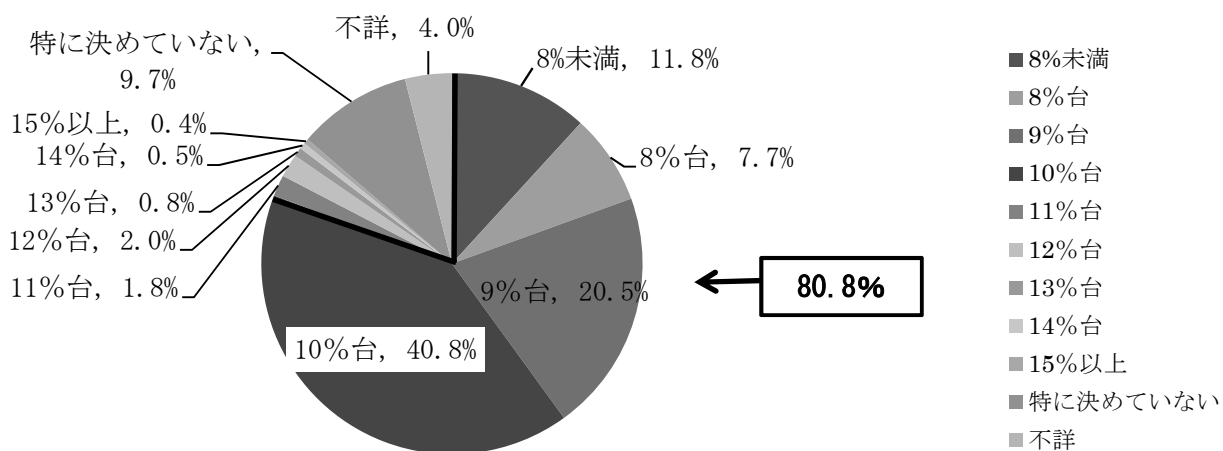


図6 児の体重減少の許容範囲（n=1,680）

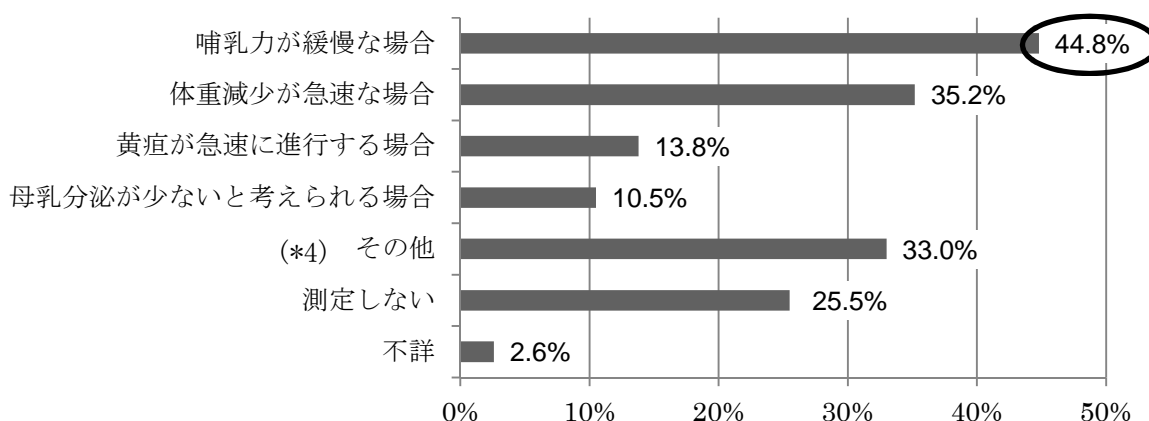


**【早期新生児の栄養管理③】**

- 新生児仮死がない正期産正常出生体重新生児に対する血糖値の測定をどのような場合に行うかについては、哺乳力が緩慢な場合(44.8%)、体重減少が急速な場合(35.2%)、黄疸が急速に進行する場合(13.8%)の順に多い【図7】
- 当該児において低血糖と判断する血糖値は 40mg/dl 以下とする施設が最も多く 48.1%【図8】

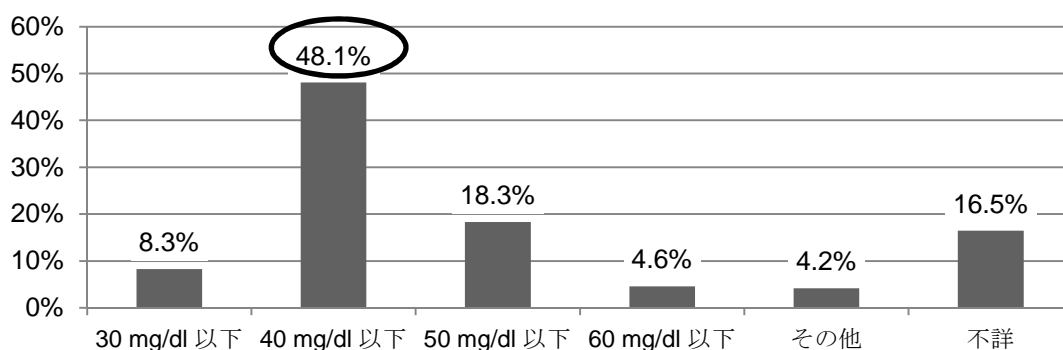
(\*3) 正期産正常出生体重新生児とは、在胎 37 週以上 42 週未満、出生体重 2,500 g 以上の新生児をいう。

図6 新生児仮死がない正期産正常出生体重新生児に対する血糖値測定の契機（複数回答）(n=1,680)



(\*4) その他として、嘔吐を繰り返すなど児の状態をみて測定する、母親が糖尿病の場合に測定すると回答した施設が多かった。

図7 低血糖の判断基準(n=1,680)



**【母子同室】**

- 母子の状態が問題ない場合に、原則として終日母子が同じ部屋にいられるようにしている施設は 79.5%【表4】

表4 母子同室を実施している施設の割合(n=1,680)

実施している	実施していない	不詳	合計
79.5%	18.1%	2.4%	100%